

令和5年度 糖尿病総合管理医療機関 認定・更新研修会

令和5年9月18日（月・祝）13：00～15：30（ハイブリッド）
令和5年11月2日（木）19：00～21：30（Web）

～ Contents ～

1. プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
2. 総合管理医療機関の更新制度・・・・・・・・・・・・P. 4-5
3. 総合管理医療機関の新規登録について・・・・・・・・P. 6-11

～ テキスト ～

1. 岡山県糖尿病医療連携推進事業と
糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて
2. 糖尿病治療に関する最新の話題
3. 高齢者糖尿病への診療～高齢者糖尿病診療ガイドライン 2023 をふまえて
4. 症例検討：糖尿病治療薬の実際

参加証について

研修会終了から一週間以内に、参加証のPDFデータをメールで送信いたします。

参加証の発行は、研修会開始 10 分以内にログインし、最後まで視聴された方とさせていただきます。

なお、この参加証は、岡山県が認定する糖尿病医療連携を担う総合管理医療機関の認定・更新要件の証明書となりますので、更新手続きを行う際まで保管いただきますようお願いいたします。

メーリングリストの登録について

岡山県糖尿病医療連携推進事業では、おかやまDMネットの会員に糖尿病診療に役立つ情報や研修会情報等をニュースレターで配信しています。

メーリングリストに未登録の方は、ぜひこの機会にご登録ください。

<申込み手順>

① DMcenter@md.okayama-u.ac.jp宛に登録したいメールアドレスからメールを送信する。所属医療機関名、職種、お名前を記載してください。

②事務局より会員登録完了メールが届く

③登録完了です！

プログラム

- 岡山県糖尿病医療連携推進事業と糖尿病性腎症重症化予防プログラムについて (15 分)
糖尿病治療に関する最新の話 (30 分)

四方 賢一 岡山大学病院 新医療研究開発センター 教授

- 高齢者糖尿病への診療～高齢者糖尿病診療ガイドライン 2023 をふまえて～ (30 分)

和田 嵩平 岡山大学病院 糖尿病センター 助教

- 休憩 (10 分)

- 症例検討：糖尿病治療薬の実際
～この症例をどう考えて、どのように治療しますか？～ (40 分)

中塔 辰明 先生 岡山済生会総合病院 糖尿病センター長

- 質疑応答 (15 分)

※アンケートにご協力ください
研修会終了後に回収いたします

糖尿病医療連携を担う 総合管理医療機関の更新制度

○更新制度について

【更新要件】

更新期間（3年間）において下記の研修を受講すること。

糖尿病総合管理医療機関認定・更新研修会	1回
岡山県医師会生涯教育講座のうち日本医師会生涯教育カリキュラムコード（略称：CC）「76 糖尿病」の研修会	この中から 2回以上
おかやま DM ネット e ラーニング	
日本糖尿病協会 e ラーニング	

※「おかやま DM ネット e ラーニング」及び「日本糖尿病協会 e ラーニング」については、おかやま DM ネットウェブサイトをご覧ください。

※おかやま DM ネットウェブサイト

<https://www.ouhp-dmcenter.jp/project/>

【留意事項】

日本糖尿病学会が認定する糖尿病専門医は、上記研修の受講は不要です。

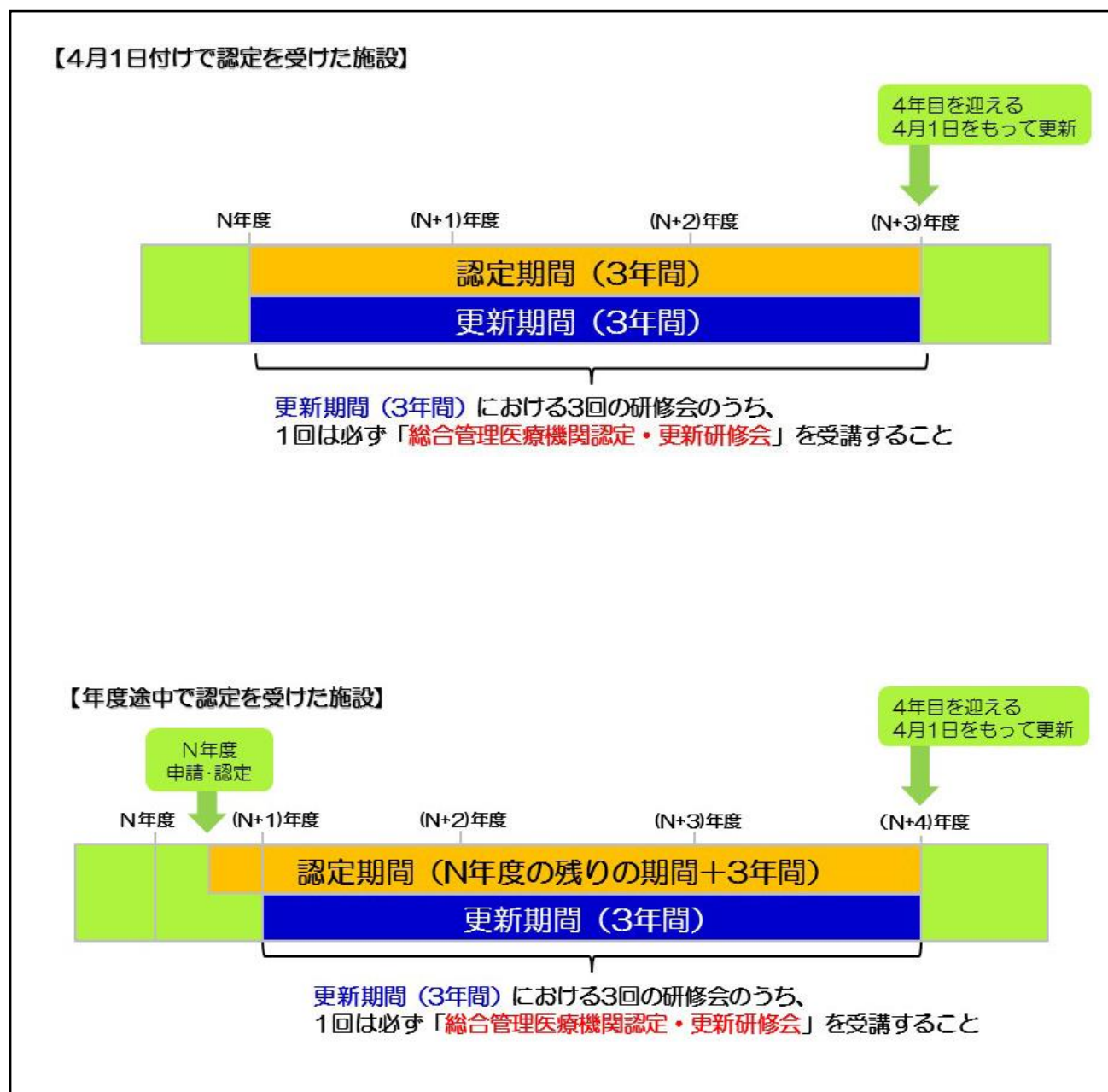
【確認方法】

認定の有効期間が満了する年度末に更新届出と研修会を受講したことが分かる資料（参加証等）を岡山県糖尿病医療連携推進事業事務局へご提出いただきます。

更新手続きについては、事務局より個別にご案内いたします。

糖尿病医療連携を担う 総合管理医療機関の更新制度

○更新スケジュールについて



総合管理医療機関未登録の施設は
ご覧ください。新規登録方法につ
いてのご案内です。

糖 尿 病 医 療 連 携 を 担 う 総合管理医療機関の新規登録について

本日は、糖尿病総合管理医療機関認定・更新研修会にご参加いただきありがとうございます。本研修会への参加が『岡山県の糖尿病医療連携を担う総合管理医療機関』における認定要件の一つとなります。岡山県糖尿病医療連携体制にご賛同いただける場合は、下記の書類に必要事項をご記入の上、岡山県保健福祉部健康推進課までご提出をお願いいたします。

○提出書類

- ① 糖尿病医療連携体制を担う医療機関届（レジメ P.10 参照）
- ② 医療機能調査票（総合管理医療機関）（レジメ P.11 参照）
- ③ 研修会参加証（写し）

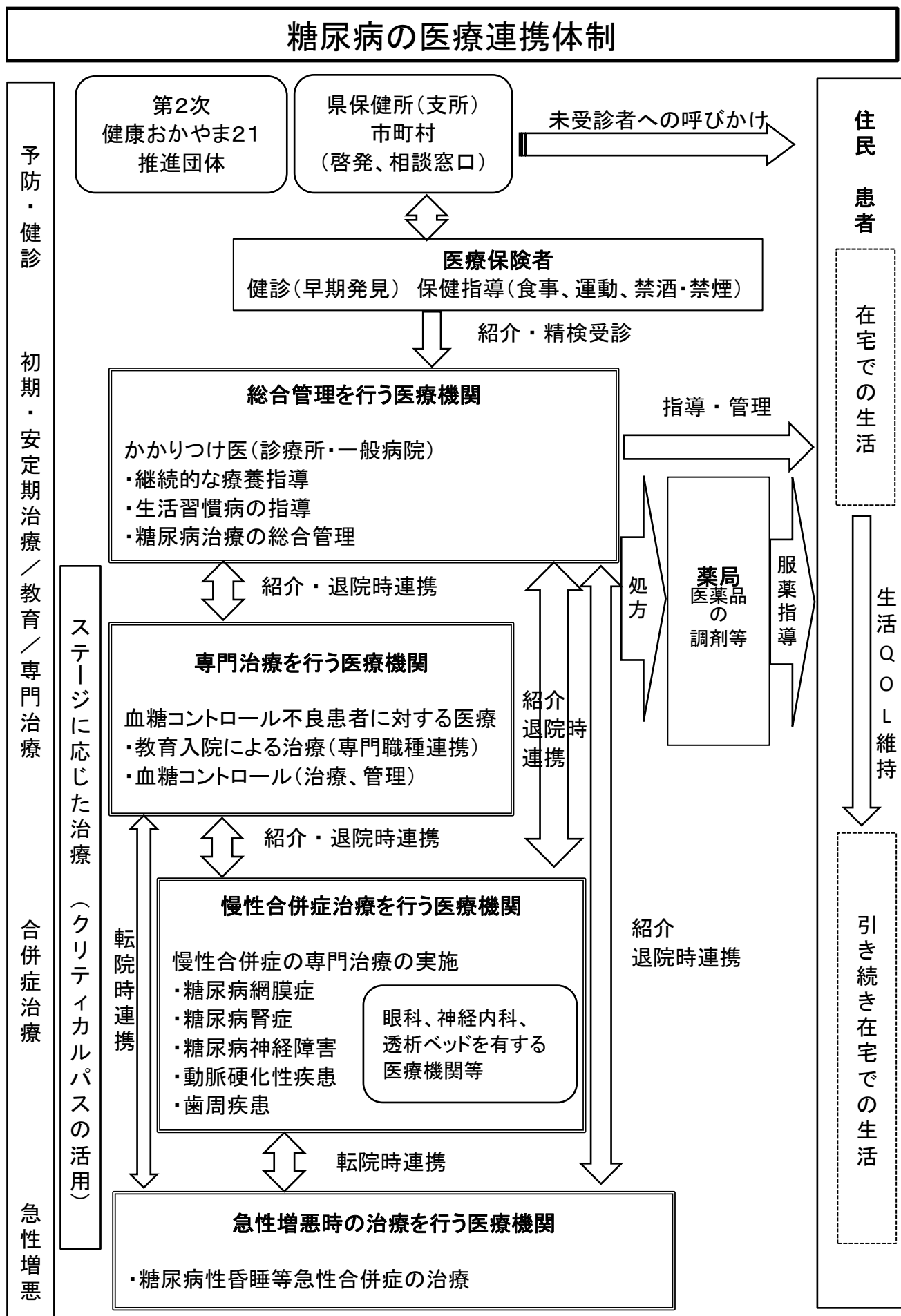
○提出先

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6
岡山県保健福祉部健康推進課健康づくり課
TEL：086-226-7328 FAX：086-225-7283

○岡山県ウェブサイト

糖尿病医療連携体制を担う医療機関等について

<https://www.pref.okayama.jp/page/300572.html>



岡山県糖尿病の医療連携を担う医療機関等届出実施要領

1 目 的

この要領は、平成 21 年 2 月に策定した岡山県保健医療計画（糖尿病の医療連携体制）に基づき、糖尿病の医療に関して、県民の適切な医療機関の選択や医療機関等が自主的・主体的に行う連携に向けた取組の促進に資するよう、県が総合管理治療、専門治療、慢性合併症治療、急性増悪時治療の経過に応じて各医療機関等がどのような医療機能を担っているのかなどの情報を把握し公表するため、医療機関等が県に対して行う届出の内容、方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

2 医療機関等による届出

- (1) この要領に基づき届出を行う医療機関等は、病院及び診療所（この要領において「医療機関等」という。）とする。
- (2) 医療機関等は、自らの責任において、糖尿病に係る医療機能について、県に対し 4 に定める様式により届出を行うこととする。この場合において、県は、必要と認めるときは、医療機関等の管理者に対し届出の内容を確認し、又は訂正を依頼する。
- (3) 医療機関等の管理者は、毎年別途健康推進課長が定める日までに前年度に提供した治療実績等について報告することとする。

3 公表等

- (1) 県は、2(2)により届出のあった医療機関等が、医療機能調査票に記載されている『求められる機能と内容』の全ての条件を満たしていることを確認したときは、当該医療機関等の名称等を保健福祉部健康推進課のホームページに掲載して公表するとともに、当該医療機関等の医療機能が総合管理治療又は慢性合併症治療のうち歯周病である場合には、認定書を交付する。
- (2) (1)の認定の有効期間は、認定の日から 3 年を経過した日の属する年度の 3 月 31 日までとする。
- (3) 新規（更新）の届出については、原則として、届出のあった月の翌月の 5 日までに公表し、変更の届出及び辞退の届出については、速やかに、変更または削除する。
- (4) 2(3)の報告等により、医療機関等が医療機能調査票に記載されている『求められる機能と内容』の条件を満たさなくなったことが判明したときは、県は速やかに当該医療機関等の掲載を削除する。

4 届出の様式

(1) 新規（更新）の届出

医療機関等は、新たに（改めて）届出を行うときは、次の様式により、届出を行うこととする。

ア 岡山県糖尿病医療連携体制を担う医療機関届

イ 添付書類：「医療機能調査票」（別紙様式）

(2) 変更の届出

医療機関等は、届け出た内容に変更が生じたときは、速やかに、次の様式により、変更の届出を行うこととする。

ア 岡山県糖尿病医療連携体制を担う医療機関変更届

イ 添付書類：「医療機能調査票」（別紙様式）

(3) 辞退の届出

医療機関等は、辞退するときは、速やかに、次の様式により、辞退の届出を行うこととする。

岡山県糖尿病医療連携体制を担う医療機関辞退届

5 電子情報処理組織を使用して行う手続の特例

- (1) 4(1)(2)(3)の規定による申請（以下「申請書等」という。）については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。
- (2) (1)により行われた申請書等は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 16 年岡山県規則第 18 号）及び岡山県行政手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する取扱要領（平成 16 年 2 月 23 日制定）の規定を準用する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 3 月 6 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日から平成 21 年 4 月 15 日までに行われた届出については、4 の後段の規定にかかわらず、5 月 7 日までに公表する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に届出を行っている、糖尿病に係る医療機能が慢性合併症治療のうち歯周病である医療機関等については、平成 27 年度に、医療機能調査票『求められる機能と内容』5 に記載する研修会を受講したものとみなす。
- 3 平成 31 年 3 月 31 日までに新規の届出を行った、慢性合併症治療のうち歯周病医療機関等については、3(1)の規定に関わらず、認定書は交付しない。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 8 月 18 日から施行する。

糖尿病医療連携体制を担う医療機関届（新規・更新）

年 月 日

岡山県知事 殿

名 称

代表者氏名

所 在 地

電 話 番 号

記載者氏名

糖尿病医療連携体制を担う医療機関として、次の要件を満たすので、以下の書類とともに届け出ます。

受理された後、届出の内容（機能等）を、ホームページ上に掲載されることを承諾し、地域連携クリティカルパスを活用するなど、医療連携に積極的に取り組み、適宜報告をします。

また、糖尿病治療における研修会、勉強会に積極的に参加します。

記

1 医療機能（該当に○をして下さい）

1）総合管理

2）専門治療

3）合併症治療 糖尿病網膜症

糖尿病腎症

糖尿病神経障害

動脈硬化性疾患

冠動脈硬化症

脳血管障害

下肢閉塞性動脈硬化症

歯周病

4）急性増悪時治療

2 添付書類

医療機能調査票（別紙様式）

(別紙様式)

医療機能調査票【総合管理】

区分	求められる機能と内容		チェック欄✓
総合管理	1	糖尿病治療ガイド(日本糖尿病学会)に則した診療を行っていること	
	2	糖尿病の診断及び一般的な患者教育が可能であること	
	3	食事療法、運動療法及び薬物療法による血糖コントロールが実施可能であること	
	4	メタボリックシンドロームや歯周病治療に関する連携・指導が可能であること	
	5	低血糖時の対処方法の指導が可能であること	
	6	専門治療、慢性合併症治療及び急性増悪時治療を行う医療機関と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること	
	7	診療を行う医師は、岡山県と岡山県医師会が定める研修会(総合管理医療機関認定・更新研修会)を1回以上受講すること。 (※研修会を受講したことが分かる資料を添付すること)。 ただし、日本糖尿病学会が認定する糖尿病専門医は当該研修を受講しているものと見なす。 (糖尿病専門医名:)	
		診療を行う医師は、現在の更新期間(3年間)において、岡山県と岡山県医師会が定める研修会(総合管理医療機関認定・更新研修会)を必ず1回受講すること。また、岡山県医師会認定生涯教育講座のうち、日本医師会生涯教育カリキュラム(略称:CC)「76糖尿病」と記載のあるもの、おかやまDMネットe-ラーニング、日本糖尿病協会e-ラーニングを2回以上受講すること。 なお、日本糖尿病学会が認定する糖尿病専門医は、上記研修を受講しているものとみなす。 (糖尿病専門医名:)	

岡山県糖尿病医療連携推進事業事務局
(岡山大学病院 糖尿病センター)
〒700-8558 岡山市北区鹿田町 2-5-1
TEL 086-235-7209 FAX 086-235-7136
<https://www.ouhp-dmcenter.jp/project/>
E-mail DMcenter@md.okayama-u.ac.jp